

新型コロナウイルス感染症に係る 基本的対処方針（令和3年6月17日付け変更）について

1 措置区域の変更等

（1）まん延防止等重点措置区域の追加

追加区域	期 間
北海道 東京都 愛知県 京都府 大阪府 兵庫県 福岡県	令和3年6月21日 ～7月11日 (21日間)

（2）緊急事態措置及び まん延防止等重点措置の期間延長等

措置	対象区域	期 間
緊急事態措置の延長	沖縄県	令和3年6月21日 ～7月11日 (21日間)
まん延防止等重点措置の延長	埼玉県 千葉県 神奈川県	
緊急事態措置の終了	岡山県 広島県	～6月20日まで

項目	内容
全般的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策の緩和は段階的に行う。また、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。
外出・移動の自粛	<ul style="list-style-type: none"> ・当面、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。都道府県間の不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。
催物（イベント等）	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者等に対し、法第24条第9項に基づき、規模要件等（重点措置区域は、人数上限5,000人等）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。また、地域の感染状況を踏まえ、知事の判断により、開催時間制限の要請を行うこと。
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・法第31条の6第1項等に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮（20時まで）の要請を行うこと。また、酒類の提供は「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できることとし、当該要件を満たさない店舗に対して、法第31条の6第1項に基づき、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、地域の感染状況等に応じ、知事の判断で、さらに制限を行うことができること。 ※「一定の要件」：酒類提供を行うために、飲食店が満たすべき一定の要件は以下のいずれも満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・「アクリル板の設置（座席の間隔の確保）」「手指消毒の徹底」「食事中以外のマスク着用の推奨」「換気の徹底」が最低限行うこと ・同一グループの入店は原則4人以内とすること

項 目	内 容
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県は第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。 ・ 地域の感染状況等に応じ、知事の判断により、重点措置区域以外の地域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。 ・ 法第31条の6第1項又は法第24条第9項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当面、当該設備の利用自粛を要請すること。その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況を踏まえながら、知事の判断で緩和を検討すること。
入場制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の感染状況等に応じて、知事の判断により、法第31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置」等、令第5条の5に規定される各措置について事業者に対し要請を行うこと。 ・ 飲食店等への要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則としてすべての施設に対し実地に働きかけを行うこと。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。 ・ 法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行う。
飲食店以外の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の感染状況等に応じ、知事の判断により、措置区域において、法第24条第9項等に基づき、別途通知のある飲食店以外の令第11条第1項に規定する施設に対する営業時間の短縮等を要請すること。
職場への出勤等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。